○印章管理規程

平成30年1月20日制定令和 4年2月19日改正

印章管理規程

(目的)

第1条 この規程は、日吉台共有施設管理組合(以下「組合」という。)の印章に関 し必要な事項を定めることを目的とする。

(印章の種類及び名称等)

第2条 印章の種類、印章の名称、形状、寸法、用途及び印章管理者は、別表のとおりとする。

(印章の調製、改刻及び廃止)

- 第3条 印章管理者は、印章を調製し、改刻し又は廃止する必要があると認めた場合は、理事長にその旨報告し、理事長が理事会の承認を得なければならない。
- 2 使用しなくなった印章を処分するときも、また同様とする。 (印章台帳)
- 第4条 印章管理者は、別記様式により印章台帳を作成し、調製、改刻、又は廃棄の つど必要な事項を記載し、整理しておかなければならない。

(印章の管理)

- 第5条 印章管理者は、理事長の命を受けて印章に関する事務を行う。
- 2 印章管理者は、印章に関する事務を処理させるため、所属職員のうちから、印章 取扱者を指定することができる。
- 3 印章管理者及び印章取扱者は、印章を常に堅固な容器に納め、執務時間外、業務 を行わない日及び休日にあっては、これを施錠しておかなければならない。 (押印の手続及び押印の省略)
- 第6条 印章の押印を求めようとするときは、押印をしようとする文書その他のもの に決裁済の書類を添えて、印章管理者又は印章取扱者の照合を受けるものとする。
- 2 多量の文書に押印する場合は、印章の印影を画像化した電子印影又は印影を印刷する方法により、前項の規定に代えることができる。
- 3 前項の規定によっても押印が困難な場合は、押印を省略することができる。
- 4 軽易な文書については、押印を省略することができる。 (印章の持出し)
- 第7条 印章は、支払い事務のため理事長印(銀行印)を持ち出す場合を除き、原則 持出しをすることができないものとする。ただし、やむを得ず組合事務所外で使用 するため持出しをしたいときは、印章管理者の承認を受けなければならない。
- 2 持ち出した印章を返却したときは、印章管理者に報告しなければならない。

附則

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

印章の種類	印章の名称	形状	寸法	用途	印章管理者
(1) 理事長印	日吉台共有 施設管理組合 理事長印	円形	16mm	理事長名で 発する文書 通知書等 契約書	事務局長
(2) 理事長印	日吉台共有 施設管理組合 理事長印	円形	1 7 mm	銀行印	事務局長
(3) 組合印	日吉台 共有施設 管理組合	正方形	2 1 mm	請求書 督促通知書 催告書 領収書 契約書 割印	事務局長

別記様式(第4条関係)

印 章 台 帳

	印章の名称	印影	書体	形状・寸法・ 材質・用途	調製・改刻 ・廃棄・年月日
1	日吉台共有 施設管理組合 理事長印		てん書体	円形 1 6 mm つげ 文書用	
2	日吉台共有 施設管理組合 理事長印		てん書体	円形 1 7mm つげ 銀行印	
3	日吉台 共有施設 管理組合		てん書体	正方形 2 1 mm つげ 領収書	